

2023年2月10日
常勤 理事会

不明組合員の「みなし自由脱退」についての公告

2年以上、転居先不明となっている組合員 1000名について

なにお保健生活協同組合・定款第10条2項「みなし自由脱退規定」に基づき

2023年3月末日の日付で脱退処理を行います。

「みなし自由脱退」処理を行う組合員名簿については、下記の期間と場所で
閲覧することが出来ます。

記

- ・公告期間 2023年2月13日(月)～3月11日(土)
- ・閲覧期間 2023年2月13日(月)～3月11日(土)
- ・閲覧場所 生協本部 生協の各事業所

※「見なし自由脱退」処理後であっても、本人及び家族から申し出があれば組合員としての
権利は復活できます。

以上